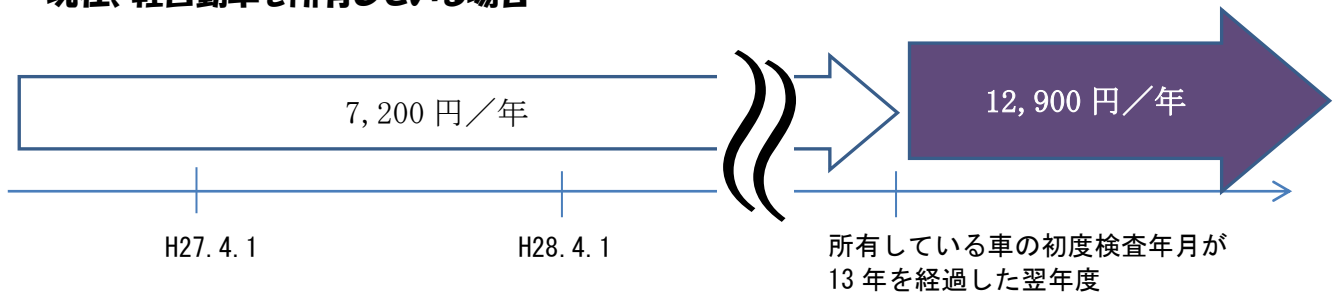


軽自動車税(種別割)の税負担の例(自家用・四輪乗用の場合)

1 現在、軽自動車を所有している場合



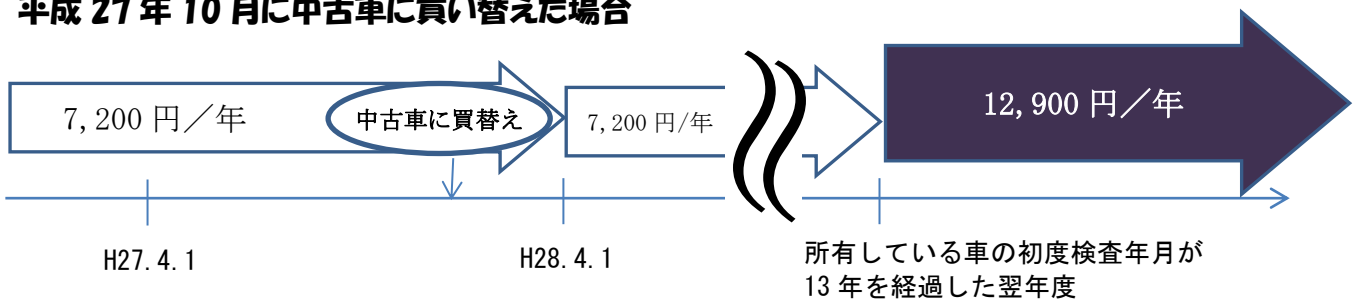
→ 現在所有している車が初度検査年月から13年経過するまでは現行の7,200円。13年経過した翌年度から12,900円となります。

2 平成27年10月に新車に買い替えた場合



→ 平成28年度から10,800円となり、13年経過する令和10年度まで10,800円となります※。令和11年度から12,900円となります。※グリーン化特例対象車両の場合は、H28年度のみ税の軽減を適用します。

3 平成27年10月に中古車に買い替えた場合



→ その車が初度検査年月から13年経過するまでは現行の7,200円。13年経過した翌年度から12,900円となります。ただし、初度検査年月が平成27年4月以降の中古車に買い替えた場合は、平成28年度から10,800円となります。